

東京都との連絡協議会幹事会の構成員の指名について

平成27年8月6日
内閣官房副長官決裁
平成28年4月21日
一部改正
平成28年7月21日
一部改正
平成29年4月26日
一部改正
平成29年7月26日
一部改正
平成30年6月15日
一部改正
平成30年11月5日
一部改正

東京都との連絡協議会の開催について（平成27年7月24日2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議議長決定）第4項の規定に基づき、東京都との連絡協議会幹事会の構成員を、次のとおり指名する。

（関係府省庁）

内閣官房内閣審議官
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官
内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
警察庁長官官房審議官（東京オリンピック・パラリンピック担当）
復興庁統括官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁次長
法務省入国管理局長
外務省国際文化交流審議官
財務省大臣官房総括審議官
スポーツ庁次長
文化庁次長
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
農林水産省食料産業局長
林野庁次長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
国土交通省総合政策局長
観光庁次長
環境省総合環境政策統括官

（東京都）

東京都技監
東京都政策企画局長
東京都財務局長
東京都生活文化局長
東京都オリンピック・パラリンピック準備局長
東京都都市整備局長
東京都環境局長
東京都福祉保健局長
東京都病院経営本部長
東京都産業労働局長
東京都建設局長
東京都港湾局長
東京消防庁消防総監
東京都交通局長
東京都下水道局長
東京都教育委員会教育長
警視庁副総監